



## 更新してください 福祉医療費受給者証

お知らせ

～乳幼児等・ひとり親・  
重度心身障害者医療費助成制度～



問 役場子育て医療課 ☎ 26-9002

**現** 現在お持ちの受給者証が7月末をもって更新となります。更新となる方には、7月下旬に関係書類を送付いたしましたので、次のものを持参のうえ、役場子育て医療課または荻伏支所で更新手続きを行ってください。

▶ご持参いただくもの

- ① 7月下旬に送付した通知書
- ② 申請書（必要事項を記載し、必ず捺印）
- ③ 現在お持ちの受給者証
- ④ 現在加入中の健康保険証

▶提出先

役場子育て医療課保険医療係または荻伏支所

### 医療機関等を受診する際は



- \* 医療費助成制度の対象者の方は、医療機関等を受診する際、受給者証と保険証を必ず受付窓口へ提示してください。
- \* 受給者証を失くしてしまった場合は再発行いたしますので、子育て医療課までご連絡ください。



## 国民健康保険に加入している 70歳～74歳の方へ

お知らせ

「高額療養費」の自己負担額  
限度額が変わります

**平** 成29年8月1日より、70歳～74歳の方の1か月にかかる医療費の自己負担限度額が下表のとおり変更となります。

問 役場子育て医療課 ☎ 26-9002

平成29年7月まで	区分	所得要件	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の上限度額 (世帯ごと)
	現役並み	課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円 × 1%) (多数回該当: 44,400円)
	一般	課税所得 145万円未満	12,000円	44,400円
	低所得II 低所得I	住民税非課税	8,000円	24,600円 15,000円

平成29年8月から	区分	所得要件	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の上限度額 (世帯ごと)
	現役並み	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円 × 1%) (多数回該当: 44,400円)
	一般	課税所得 145万円未満	14,000円	57,600円 (多数回該当: 44,400円)
	低所得II 低所得I	住民税非課税	8,000円	24,600円 15,000円

▶多数回該当とは... 過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目から適用される限度額です。



## 児童扶養手当 現況届の提出を 忘れずに！

お知らせ

**問** 役場子育て医療課 ☎ 26-9002

**見** 児童扶養手当を受給している方は、現況届の手続きが必要です。

8月1日以降に届いた書類に、必要事項を記入・捺印のうえ関係書類を添付し、役場子育て医療課または荻伏支所まで提出してください。

提出が遅れますと手当が受けられなくなりしますので、忘れずにお願いします。

- ▶ **提出期間** 8月1日(火)～31日(木)
- ▶ **届け出先** 役場子育て医療課または荻伏支所

児童扶養手当が変更となります

平成29年8月より、手当の額が下記の通り減額となりました。

現 行		1人目	42,330円
		2人目	10,000円
		3人目以降	6,000円
改 定		1人目	42,290円 40円減額改定
		2人目	9,990円 10円減額改定
		3人目以降	5,990円 10円減額改定



## 町内に空き家をお持ちの方 空き家バンクに 登録しませんか？

募集

**問 申** 役場商工観光課移住交流推進室 ☎ 26-9013

**浦** 河町空き家バンクに登録して、買い手・借り手を探しませんか？



例えばこんな場合、情報をお寄せください

○空き家になっている建物や、近いうちに引越し等で空き家になってしまう建物を「売りたい」または「貸したい」と考えている方



○情報を浦河町ホームページに公開し、「買いたい」「借りたい」方から連絡があれば、お知らせいたします。

※契約については、当事者同士で行っていただきます。



## 町営住宅入居者を 募集します

募集

詳細等はお問い合わせを

**問 申** 役場建設課 ☎ 26-9011

▶ **申込締切** 8月21日(月) ▶ **入居日** 9月下旬～  
※9月上旬に開催される町営住宅入居者選考委員会で申込者個々の困窮度により選考し、入居者を決定します。

**堺町中央団地 (3LDK・水洗トイレ)**

住宅番号	月額家賃(円)	面積(m <sup>2</sup> )	建築年度
B棟405号	15,400～22,900	62.18	S55

**潮見ヶ丘団地 (3DK・水洗トイレ)**

C棟203号	10,900～16,200	52.94	S50
C棟302号	10,900～16,200	52.94	S50
D棟201号	12,300～18,300	57.73	S52
F棟301号	11,500～17,200	55.17	S51
G棟302号	12,900～19,200	59.4	S53

**西幌別第3団地 (3DK・簡易水洗トイレ)**

2棟2号	9,800～14,600	59.1	S54
------	--------------	------	-----

**西幌別第6団地 (3LDK・簡易水洗トイレ)**

2棟3号	12,700～18,900	65.54	S59
------	---------------	-------	-----